

日本西洋史学会第25回大会

発 表 要 旨

昭和50年5月17日・18日  
於 同 志 社 大 学

## 日本西洋史学会第25回大会

第1日 5月17日(土)

公開講演 14:00~16:00 至誠館22番教室

第2日 5月18日(日)

部会別研究発表 10:00~16:00

古代部会.....至誠館34番教室

中世部会.....至誠館31番教室

近代部会.....至誠館21番教室

現代部会.....至誠館24番教室



## 480年代のアテナイ

京都大 芝川 治

前510年より479年に到る二十数年はアテナイにとって諸事多端の年月であった。僭主の追放に始まり、その後の党派争いを経てクレステネスによる改革が行われ、スパルタとの緊張関係を孕みつつも、アテナイはイオニア叛乱へと関与していく。これがペルシア側の怒りを買ひ、490年のペルシア軍侵攻となるが、アテナイ人はマラトンの野にてこれを迎え討つ。マラトンに敗れたペルシアは装いも新たに、大王クセルクセスの指揮の下、旧に数倍する軍勢をもって押し寄せて来る。ここにアテナイは危急存亡の時を迎えたのである。

マラトンよりサラミスに到る迄十年間のアテナイは多くの著名人が活躍する一種の英雄時代であった。同時にこの時期は多くの事件に彩られている。ミルティアデスの失脚・死に始まり、アルコン選方法改定、オストラキスモスによる多くの有名人の追放などを経て、テミストクレスの建艦政策へと連なっていく。そこで政治的争点となっていたのは何だろうか。ペルシア問題であろうか。ヘツレーネスとしてバルバロイに対して独立を保ち、予想されるペルシアの再度の来襲に備えて国家の防衛力を高めることが最大の問題となっていたのであろうか。それともペルシア問題よりも前に、「民主派」対「貴族派」若しくは「僭主派」の対立が基調音となっていたのであろうか。このような問題を特にオストラキスモスに焦点をあてて考えていきたい。

## ペルガモン王国における君主崇拝について

関西学院大 柘 植 一 雄

ペルガモンの支配者アッタロス1世はガラティア人に対する貢納を拒否し、彼らと戦って勝利を取め、そのため「救済者」として崇拝を受けるとともに、この勝利を機会に自ら王を称し(238B.C.)、ここにヘレニズム国家ペルガモン王国の成立を見ることになった。

この後れて誕生した *basileia* の体制を整えるために、アッタロス朝はヘレニズム王権のあらゆる形式、道具立をペルガモンに取入れていったが、その最大のものが君主礼拝の制度であることはいうまでもない。その際多くの点でプトレマイオス朝やセレウコス朝のそれが模範とされたと思われるが、アッタロス朝の場合に見られるこの制度の特色は、生前、王は神的崇拝を受けながらも決して「神」とは呼ばれず、死後にはじめて「神」として祀られたこと、およびディオニュソスを王家の始祖とする血統の神聖化にともなうディオニュソス崇拝との強い結びつきであろう。

ところでアッタロス家の支配者たちは初代のフィレタイロス以来、小アジアだけでなくギリシア本土の方々の都市において、その「救済」的行為や「善行」に対して数々の神的栄誉を与えられ、彼らのための祭祀が営まれている。それはアッタロス1世およびエウメネス2世の時にとくに著しく、それ自体これら両王のギリシア世界における地位を反映するものであった。

アッタロス朝における、また同朝の諸王に対するこうした君主崇拝の在り方を、ここではとくにその最も発達した段階と考えられるエウメネス2世の時代について、各地におけるエウメネス祭祀の内容、ペルガモン市における *Eumenistai* なる祭祀団体の存在、およびディオニュソス崇拝との関係の問題を中心に考察し、ペルガモン王国の場合に見られるヘレニズム時代の君主崇拝の一側面を明らかにしてみたいと思う。

## 後期プロトマイオス諸王の ≪philanthrôpa≫

木更津高専 金 沢 良 樹

*φιλανθρωπία* (<*φιλανθρωπέω*, *-εδομαι*) は元来「人道的な行為」乃至「親切」と言った程度の意味であるが、(J. KAERST GhZ<sup>2</sup> II 118 など。また例へば『使徒行伝』28,2), ヘレニズム時代の王道哲学と相俟って、更に「仁慈」・「仁政」を意味する概念へと発展した(多数の論文のうち就中 W. SCHBART Die hellenistische Königsideal usw., APF 12)。しかし、中・後期プロトマイオス諸王の統治諸施策の中では、この語は常に「恩赦」(Amnestie) とか「恩典」(=特権賦与)として *πρόσταγμα* (勅令) の中に述語化されてゐる。本報告の意図する処も、この意味での一連の *φιλάνθρωπα* を吟味し、その内容の推移を追って、後期プロトマイオス朝の政治史の一要素を求めんとするものである。その際、大赦令が必ずしも *φιλάνθρωπα* の語で表現されてゐる必要はなく(H. KORTEN BEUTEL, RE Suppl. 7, 1032), <sup>プロスタγμα</sup>勅令の内容から判断すべきである。伝存のφ.の系譜としては、管見の限り、2世 Philadelphos 時代の文書に1件(史料1), 4世 Philopatōr に同じく1件(史料3), 5世 Epiphanēs (史料4, 5?) 及び6世 Philomētōr (史料6~8) にそれぞれ1乃至2~3件, 8世 Euergetēs II の4乃至5件(史料8~12), 9世 Sōtēr II Lathyros の2乃至3件(史料13~15)及び12世 Neos Dionysos (Aulētēs) の1件(史料16), 計12乃至16件が挙げられる。猶ローマ治下に於いても、初期に数回のがφ.アウグストゥスにより与へられているが(BGU1156〔前16〕, BGU 1053 [=L. MITTEIS, Chresto. 105 ii]〔前13〕), これらは本題の考察外とする。

(史料)

1. (前257/6) PSI 502
2. (前238) Canopitana: OGI 56 [カノーボス神官総会決議]
3. (前217) SEG viii 467, 504a [ラフィア戦後のメムフィス神官総会決議]
4. (前196) Rosettana: OGI 90 [=SB 8299] [メムフィス神官総会決議]
5. (前186?) 土語 P. dem. Berl. 13621
6. (前174/3) P. Teb 703
7. (前163) P. Kroll
8. (前163 vel 前145?) P. Teb 739
9. (前146~前145/4) UPZ 161 iii 57f., 162 v 21f., ix 21f., ostr. BGU 1311, P. Neut 1; APF 所載の T.B. MITTFORD 碑文14 [キプロス出土]
10. (前140/39) P. Teb 6 [=U. WILCKEN, Chresto. 332]
11. (前135/4) P. Teb 699
12. (前118) P. Teb 5 [=U. WILCKEN aO. 65, 260, 307, 339; HUNT-EDGAR Select Papyri 210]; P. Teb 124 (前118頃?) [ファイユーム出土]

13. (前113~前117) P. Teb 73
  14. (不明〔前116~前108?〕) Diod. XXXIV/XXXV 20
  15. (前109/08?) SEG ix 5 [キュレーネーに対する大赦令]
  16. (前59) BGU 1185 [ヘーラクレオポリス出土]
- (各史料に対する主要な研究文献表)

当日配布の予定

## 2世紀および3世紀初頭のコロヌスの地代について

東京大 坂 口 明

私はコロナトウスの成立を、大土地所有の発達と、その都市領域外的な自立した大所領への転化の中で位置づけようと考え、そのために、3世紀の危機に先立つ2世紀及び3世紀初頭のコロヌスの地位を、さしあたりイタリアに限って、土地所有者との関係を中心に検討した。その場合、地代が重要な地位を占めるのはいうまでもない。

◎地代の形態・ディゲスタ等の法的史料では、地代の形態が言及される時は貨幣地代であり、クーランジュ以来コロヌスの地代は金納であったという説の根拠とされている。しかし、ディゲスタ、小プリーニウス書翰にそれぞれ一度、分益小作への言及があり、多くの研究者が分益小作の存在を認めている。けれども私は、法的史料や小プリーニウス書翰にコロヌスの滞納がひんぱんに現れることから考え、生産物地代としては、むしろ生産物を貨幣に換算するという方法のほうが広くおこなわれたのではないかと考える。

生産物地代へと地代形態が移行することによって、コロヌスは都市共同体及び市場から切り離されることになり、その結果、土地への結びつきが強められ、土地所有者への従属が強まった。

労働地代である賦役の存在は、明らかな証拠を見出すことはできない。

◎コロヌスの滞納・法的史料や小プリーニウス書翰にはコロヌスの滞納 *reliqua colonorum* がしばしば現れ、コロヌスが負債者となっていったことを示している。このことは、従来から主張されてきたように、コロヌスの土地へのしぼりつけの契機となったであろう。

◎保証人と担保・保証人や担保は地代支払いのための保障であるが、零細小作人の場合は保証人をたてることはできず、みずからの生産用具を担保にせざるをえなかった。この場合、担保物件は農場外に持ち出すことはできず、土地所有者の家産の中でのみコロヌスに保有が許され、奴隷のペクリウムに近いものになった。負債のために生産用具の所有権が土地所有者に移った場合にはこの傾向は決定的となった。

## キリスト教徒迫害原因としての contumacia をめぐって

四国学院大 酒 枝 徹 意

Sherwin-White と de Ste Croix との間でキリスト教徒迫害の原因をめぐって激しい論争が交されたことは、そう記憶に古いことではない。二人の間の論争の論点の一つは、迫害の原因として contumacia が考えられるかどうかということであった。この発表では、二人の論争における議論を踏まえつつ、近年のこの方面での重要な研究成果である R. Freudenberger の所説を視野に入れて、この contumacia 説を考えてみたいと思う。



## 初期ビザンツ史におけるデモイに就て

—その虚像と実像—

浜松医科大 和田 廣

ローマの円形競技場を模して作られたコンスタンティノープルの大競技場 (Hippodrom) でも四頭立ての馬車競走が大変好まれた。この競技に出場するチームは、ローマ帝政期には大別して4チーム (赤組, 白組, 青組, 緑組) あったが、ビザンツ初期には2チーム (青組, 緑組) がその主たるものであった。夫々のチームにはまた同名の支援団体 (=デモイ) があり、首都コンスタンティノープルの市民の多くはその何れか一方に属していたと云はれている。中世のギルドに似た組織を持つデモイは度々その被護者としての皇帝, 大貴族との結び付きが強かった為に、単なる競技応援団体に留らず、政治的色彩の極めて強いものとなる事も多かった。が一では逆にデモイは内政或は宗教政策に対する不満から、度々市民による暴動を惹き起す口火を切る役目を果たす事も少なかった。その代表的な例に皇帝ユスティニアヌス治下, 532年のニカの暴動がある。

この特異なまた複雑な性格を持つデモイは従来では、絶対王制の下での唯一の市民の代表機関とみなされ、その社会的, 宗教的, 政治的役割が極めて肯定的に評価されてきた。併しこのデモイに就ての原典 (就中プロコピオス, マララス, クロニコン・パスヒャーレ, テオファネス) の記載箇所を精査し、従来の誤読 (デモス・民衆一般とデモイの混同) を改め、首都の行政機構に就ての新たな研究等を参考にすると、従来の定説なるものによるデモイ像が如何に根拠の薄いものであるかが示唆され、合はせてその実像を探り出す手掛りが明らかになる。

## アングロ=サクソン時代の「ブルフ=ボート」について

日本女子大 青山吉信

アングロ=サクソン=イングランドにおける三つの公的軍事負担、いわゆる「トリノダ=ネケシタス」Trinoda Necessitas (Trimoda Necessitas) については、その起源、当該社会の軍事制度、王権の発展等との関連で、従来いくつかの検討がなされてきた。近年では、それを始源期からの原初的義務に発するとなす古典学説 (W.H.Stevenson) への批判的動向が生じている (E.John, N.Brooks)。ここではその一つたる「ブルフ=ボート」(防塁〔城壁〕建造防衛義務 burh-bot, arcis constructio) の、主として起源について若干の考察をおこないたい。

史料的には、「ブルフ=ボート」の公的・制度的賦課=王権による譲渡特権からの留保は、七王国の個々の軍事的所要に対応して、それぞれ個別的に始められたと思われる。とくにウェセクスでは、9世紀前半以来、今や全イングランドの宗主として、対デイン戦争の矢面に立つに至った諸王により、既に先行して賦課されていた「橋梁修築義務」(bricg-bot, pontis emendatio) とも結合して、9世紀中葉頃より制度的に一般化したと思われる。最近急速に発掘研究の進みつつある考古学上の成果もこのことを裏付ける点がある。アルフレド大王によるデイン勢力拡大の阻止、エドワード長兄王以後の「デインロウ再征服」、またいわゆる「バーガル=ハイデジ」(Burghal Hidage) の作成等々は、この延長線において理解すべきであろう。

## ベルギー都市の起源について

立命館大 瀬原義生

最近、中世都市の起源に関する研究はきわめて盛んであるが、その重要な一焦点をなしているのがベルギー都市である。この地域はいわゆるニーダーフランケンに属し、周知のように、そこは北ヨーロッパ都市における自治権闘争の源流地とされている。ところでこのローマ属州の北辺にあたる地域での、多数の都市の急速な勃興、その発展をこれまでどのように説明してきたのだろうか。そのさい定説ともいべきものを樹立したのはH・ピレンヌであるが、彼はベルギー都市生成の経済的基盤としていわゆる11・12世紀の「商業の復活」、フランドル毛織物業の興隆を説いた。

しかし、近来ベルギーにおける諸研究はピレンヌ説をさまざまな点で修正している。それらを列挙すると、(1)北海・バルト海貿易はすでに7世紀に活発化しており、カントヴィクを仲継点とするイングランド・大陸貿易も7世紀にはじまっている。(2)ムーズ河中流域を特徴づける鉱産物採掘、金属加工はすでにローマ時代にはじまっており、5・6世紀に入っても継続している。この採鉱・精錬・金属加工業が中世初朝からムーズ中流都市（ディナン、ナムュール、フイ）の基盤となった。(3)ローマ末期にみられた西フランドルの織物業は、旧ローマ都市（トゥールネ、アラス、カンブレールなど）においてささやかながら継続したと推測される。そして、最近、史家フェルリンデンの説くところによると、11世紀前半に織布業に技術革新がおこったといわれ、西フランドル都市の商人が早くから海外市場に進出している現象もこれによって説明されうる、等々である。

つまり、ベルギー都市の起源は西フランドルの旧ローマ都市、ムーズ中流都市、東フランドル都市と地域的に区分して考えるべきではないか、またその間に発展段階の設定が可能ではないか、などの問題について考察してみたい。

## グレゴリウス7世とクリュニー

早稲田大 野口洋二

グレゴリウス7世(1073-85)は、1075年末から1077年にかけて、クリュニー修道院の所有と特権を確認し幾つかの修道院に対してクリュニー修道院長のもとに服属するよう命じている。また1080年3月のローマ四旬節公会議で彼は、クリュニーをアルプス以北のいかなる修道院にも優るものであると賞賛したうえ、「この(クリュニーの)修道院長や修道士たちは、……彼らが始めから得てきたかのローマ聖座の自由と尊厳にならいつつ高貴にその権威を引きつづき保持してきた。実際彼らはいかなる外部の地上的権力にも決して屈することなく、聖ペテロとこの(ローマ)教会にのみ服し、変わらずその保護のもとにあった。それ故われわれは、上下を問わずいかなる者、いかなる権力も、つまり大司教であれ司教であれ、王、公、辺境伯、侯、伯であれ余の特使であれ、この土地ならびに修道院に対し決して干渉してはならないし、いかなる権力も行使してはならないことを望み、これを使徒の権威によって確認し求める」と述べている。更に彼はクリュニーを模範とする「ローマの自由」*libertas Romana* についての発言を、同年5月のシャフハウゼンの修道院について述べた書簡や1083年スペインの修道院に対する特権付与状で行なっている。

ところで、グレゴリウスの改革とクリュニー改革との関係については、両者が全く別箇の改革運動であるとの見解が支配的であり、グレゴリウスの改革におけるクリュニーの存在はこれ迄ほとんど注目されてこなかった。しかし、上記の教皇の発言に示されているように彼がクリュニーを修道院の模範と考えていたことは明らかである。またこれらの発言には、世俗権からの自由と教皇座への従属という彼の改革理念の基本的要素が含まれている。従って、彼のクリュニーに対する観念は見逃しえない重要性をもつと言えよう。

そこで本発表では、グレゴリウス7世とクリュニーとの諸関係、彼のクリュニーに対する態度を明らかにし、これをつうじて「ローマの自由」を中心にグレゴリウスの改革の一側面を若干検討してみたいと思う。

### 〔史料〕

- Leo Santifaller(ed.) Quellen und Forschungen zum Urkunden- und Kanzleiwesen Papst Gregors VII I. Teil (Studi e Testi, 190, 1957)
- E. Caspar(ed.) Das Register Gregors VII(MGH Epistoe selectae, 2 Bde, 1920/23)
- Ph. Jaffé(ed.) Monumenta Gregoriana (Bibliotheca Rerum Germanicarum Tom. 2, reprint 1964)
- H. E. J. Cowdrey(ed.) The Epistolae Vagantes of Pope Gregory VII, 1972.

## 15世紀末のナポリ王国について

—C. Porzio の歴史記述を中心として—

国学院大学 渡 辺 友 市

ナポリの歴史家カミルロ・ポルツィオ (Camillo Porzio 1526~80) は、15世紀における最も恐ろしいドラマ (N. Valeri) といわれるナポリの封建貴族たちの蜂起事件 (1485~86) の全貌を三巻にまとめ、貴族の陰謀 (La congiura dei baroni del regno di Napoli contra il re Ferdinando I) と名づけて、1565年ローマで出版した。その序文では執筆の動機がのべられ、第一巻では、陰謀に結びつくフェララ戦争 (la guerra di Ferrara) (1481~84) や都市アクイラ (Il Comune dell' Aquila) の反抗 (1485) などの説明や、この事件の立役者となる貴族たち (サルノ伯 F. Coppola, 大臣 A. Petrucci, サレルノ侯 A. Sanseverino ら) およびかれらの憎悪の的となった国王フェランテ I とその息子カラブリア公アルフォンソらの紹介を通して事件の糾明がなされ、第二・三巻では事件の経過が記されている。そこで主として E. Pontieri 教授の研究成果を参照しながら、Venezia, Firenze (Medici 家), 教皇 (主に Innocentius VIII) と Napoli 王国との関係, Aquila の反抗, F. Coppola の経済活動について、さらに Porzio の歴史記述の特色 (Sallustius, Machiavelli, Guicciardini の影響などを含めて) について検討してみたい。

## 国際商都アントウェルペンの興隆

—繁栄の契機とその推移をめぐって—

— 橋 大 中 沢 勝 三

アントウェルペンは15世紀末から16世紀前半を通じてヨーロッパの国際商都として繁栄をきわめた。この繁栄は15世紀中葉以降顕著となった国際経済の新たな動向の下で、主だった国際貿易の流れがこの地に会合した事実求められる（国際的契機）が、さらにこの動きに即応したアントウェルペンの対外政策・及び領主への姿勢に依るものでもあった。同市の独自の対応は15世紀のイギリス毛織物貿易に対する姿勢に如実に示されている。

1490年代一挙に国際商都へと飛躍したアントウェルペンの支柱は、イギリス毛織物、ポルトガル香料、南ドイツ産銀銅の貿易であって、三者は同市を求心的市場として結び付き交差した。就中イギリス毛織物は過半が未仕上げのまま輸入され、同市で完成品となって（分業）、大半は陸路ケルンを経て南下した。後二者においては、アジアに香料を求めるポルトガルが見返り品の銀銅をこの地に求め、これが銀銅の販路を求めた南ドイツ商人に応えたために同市が会合の地となった。

1520・30年代の国際紛争激動期には、南ドイツ鉱山業の停滞と新世界からの金銀の流入、地中海経由の香料貿易の復活という事態の下でアントウェルペンにおける銀銅と香料の結び付きは緩み、徐々に後退していった。

40年代ハプスブルク優位の下でアントウェルペン—イタリアを結ぶ内陸路は、イギリス毛織物貿易の最盛期を迎えて活況を呈し、またイベリア貿易が活発化し、同市の勢威はバルト海に及んだ。こうしてアントウェルペンは、世紀中葉に至って当初の繁栄の基盤を一部替えつつ（イギリス毛織物貿易は一貫して繁栄の基盤）絶頂期を迎えた。

動乱の世紀後半、叙上の繁栄の基盤も動揺し、アントウェルペンは苦汁に満ちた歴史を辿ることになる。

## 独立派にかんする一考察

富山大 長 沼 忠兵衛

ここ20年来のイギリス革命史研究は、C. ヒルが1940年その編著 “The English Revolution, 1640” において提出した研究の枠組、さらにさかのぼっては、S.R. ガーディナーの “History of England from the Accession of James I to the Outbreak of the Civil war, 1603-1642” (1883-84) 10巻をはじめとする研究の枠組をのりこえようとする試みであるといえよう。

本発表で私は、とくに革命の主導的勢力とみなされる独立派について、その形成、発展および解体について考察してみたい。

その際、①東部連合の形成、②共和国およびプロテクター政権の性格、③政治的独立派と宗教的独立派との関係などに注意したい。

## プロイセンにおける1788年の宗教令について

関西学院大 荒木 康彦

従来、近代プロイセン史の研究は18世紀中葉のフリードリッヒ大王時代と19世紀初頭の改革期について盛になされてきたが、この両時代の間位置する18世紀末葉のフリードリッヒ=ヴィルヘルム 2世時代については極めて不活発であった。しかしながら、それはこのフリードリッヒ=ヴィルヘルム 2世時代が意義を持たないということを目指すものではないと思われ、近代プロイセンのより内容豊かな歴史像を描く上からも、この時代の研究が不可欠であることは言うまでもないのである。

フリードリッヒ=ヴィルヘルム 2世時代を最もよく特徴付けているのが、1788年の宗教令、正確に言えば「プロイセン国家における宗教制度に関する1788年7月9日の勅令」(Edikt vom 9. July 1788 die Religions-Verfassung in den Preussischen Staaten)である。この宗教令の制定に到るプロセスを検討すると、その中心的推進者が大臣 Johann Christof von Woellner (1732年-1800年)であったことがわかる。von Woellnerは、国王フリードリッヒ=ヴィルヘルム 2世同様に、「墮落した万民を救済し、全土をイエスへの信仰に回帰させる」ことを目的とした、反啓蒙主義的な「薔薇十字軍騎士団」(Rosenkreuzerorden)に属しており、実質的には彼が当時のプロイセンの政治の実権を握っていたのである。

今回の報告では、この宗教令の制定に到るプロセス、von Woellnerの思想と宗教令との関連等を検討し、それをつうじてフリードリッヒ=ヴィルヘルム 2世時代のプロイセンの政治・国制の問題点を明らかにすることに努めたい。



## ランケ史観とルター

— ランケの Luther-Fragment の分析を中心として —

専修大 渡 辺 茂

ランケは1817年の宗教改革記念祭を22歳のライプツヒ大学の学生としてむかえるのであるが、その記念日の当日に書かれたものを含め、それよりさきほぼ1年間に断続的に書きとどめた手記——それは今日 Luther-Fragment の名で呼ばれている——は、そこに含蓄せられた内容のゆえに、さまざまな角度から検討を要する貴重な史料であることは、今日周知の事柄に属する。この史料はまずランケのルター理解という観点から問題としてとりあげることができるし、つぎに彼の宗教改革史像という観点からも検討することができる。われわれはここに彼の後年の大著ドイツ宗教改革史に描き出されるルター像の原型をみることができるし、またそれを小型の宗教改革史として読むことも不可能ではない。しかしさらに意味深いことは、文献学と神学の学徒たるランケの関心を歴史にむかわしめた契機とさらにまた彼の生涯を通して変わらなかった史観の根底を扼する普遍史的思考の萌芽をここに認めることも困難でない。それはランケの歴史意識のゲネシスの問題に解明の光を投げかけてくれるからである。ここにドイツ観念論とロマンティックの思想的環境のうちであって、その汎神論的影響を蒙りつつも、なおルターの神学的歴史思考の刻印を強く受けた若きランケの姿が浮かびあがってくるのである。いまランケの歴史意識にあたえたルターの影響という観点より、この史料を検討してみたい。

### 史料と文献

Luther-Fragment は Paul Joachimsen 編 Rankes Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation (1926) 第6巻の附録として初めて印刷された。このアカデミー版は日本で入手できなかったの、ハイデルベルクの大学所蔵本のリコピーによった。

Carl Hinrichs; Rankes Luther-Fragment von 1817 und Ursprung seiner universalhistorischen Anschauung Festschrift für Gerhard Ritter (1949)

Ilse Mayer-Kulenkampff; Rankes Lutherverhältnis, dargestellt nach dem Lutherfragment von 1817 (H.Z. 172, 1951)

Werner Schultz; Der Einfluß lutherischen Geistes auf Rankes und Droysens Deutung der Geschichte (A.R.G. 1942 Jahrgang 39)

E. Kohlmeyer; Die Geschichtsbetrachtung Luthers (A.R.G. 1940 Jahrgang 37)

Hanns Lilje; Luthers Geschichtsauffassung (1932)

Heinrich Bornkamm; Luther im Spiegel der deutschen Geistesgeschichte (2 Auflage 1970)

## スターシツとパン・スラブ主義

京都産業大 中山 昭 吉

ナポレオン大陸体制の崩壊は、ワルシャワ公国を基盤として国家再建を期待したポーランドを旧分割三列強に再分割させ、ウィーン体制下でその国家的運命をロシア皇帝アレクサンドル1世に委ねた。こうして、ポーランドでは1815年6月の王国建国宣言の発布から同年11月の憲法制定期にかけ、新しい時代思想とそれにもとづく行動原理が集中的に模索された。

この時期、スターシツ Stanislaw Staszic (1755-1826) は、国内にあって世論の喚起に多大な影響力を行使できた代表的人物である。市民階級の出身である彼は、フランス留学後、地学者として研究・調査のかたわら啓蒙思想家としても、第2次分割時代前後から思想界に頭角を現わした。また、ワルシャワ公国時代を通じて、学術友好協会会長はじめ国政に参画した経歴の持主であった。彼は神聖同盟成立直前の8月、内外情勢をふまえ、長期にわたる政治的沈黙を破り、その協会で『ヨーロッパにおける政治的均衡についての考察』を講演し、自己の政治的立場をも明示した。これにより、彼はスラブ民族の民族的使命の自覚、ツァール統治下のポーランドとロシア両国民による兄弟的スラブ民族連合の結成、これを基軸にしたヨーロッパの恒久平和の確立等を提唱した。この見解は、ポーランドの主体性を最大限にもりこんだ先駆的パン・スラブ主義にほかならないが、ナポレオンに対しても批判的であった国民主義者スターシツのロシア・ツァーリズムへの全面的な転向過程の産物でもあったといえよう。こうして、彼はその晩年をポーランド王国においてより実地的な政治家として完結した。

以上から、本発表では、ウィーン体制成立期のスターシツに体现された被圧迫民族の一市民の可能性と限界をみきわめ、後に展開するポーランド国民主義とパン・スラブ主義の原点的把握を試みたい。

## ソヴェト歴史学界におけるクリュチェフスキー 研究の動向について

(『書簡、日記、箴言、歴史についての思想』の公刊について)

早稲田大 堀田 秀夫

ワシリー・オシポヴィッチ・クリュチェフスキー(1841~1911)は帝政時代のロシアを代表する最も著名な歴史家であり、『ロシア史講義』は当時広く読まれた名著であり、今日まで通史としての価値を失っていない。しかしながら、広く知られていることと、研究されていることとはおのずから別である。周知のように、彼の権威ある全集『Сочинения в восьми томах』が出版されたのは、死後45年を経た1956~1959年にかけてであり、クリュチェフスキー研究の本格的な専攻論文は、昨年上梓されたアカデミー会員、ネーチキナの『Василий Осипович Ключевский — История жизни и творчества—』が最初であったことは、このよい実例である。このようにクリュチェフスキー研究が進捗しなかった理由は、ロシア革命とその後の内外の厳しい政治情勢及び彼の「学問的な独自性と比類なき才能」とが融合した内的な複雑さもさることながら、とりわけ彼個人の内奥や創造の仕事場を知りうる手がかり、即ちクリュチェフスキー文書が研究者に近づきえなかったことに求められる。最近彼の文書はほぼ公文書館に移管・収集され、ソヴェト歴史学界においてクリュチェフスキー再評価の動きがみられるにもなって、ソヴェト科学アカデミー歴史委員会は、この文書の公刊を決定した。こうしてネーチキナを中心にソヴェトの歴史家により1968年文書の一部がまず、『書簡、日記、箴言、歴史についての思想』と題して公刊されるに至った。これはクリュチェフスキー研究にとり画期的な事業であり、発表では公刊されたこの文書に基づいて、クリュチェフスキーの人となり、学問の形成、政治及び歴史思想について少しく論じたい。

## フランス・サンディカリズムとボルシェヴィザシオン

京都大学 谷川 稔

第一次世界大戦とボルシェヴィキ革命の強烈なインパクトは、他の西欧諸国の社会主義勢力に対してと同様フランスの革命的サンディカリストにとっても、まさにその存立基盤を根底から揺さぶるにたる重大な試金石であった。「宣戦布告に際しては革命的ゼネストでもって応える」という大戦前の立場も「神聖同盟」(Union sacrée)の前にあえなくついえさり、国家権力の強大さと国民理念の統合力の根強さを再認識するに至ったC・G・T(労働総同盟)は、ボルシェヴィズムの浸透に直面して否応なしに自らの思想的立場の再検討を迫られた。それは、大戦前のサンディカリズムに欠落していた国家権力奪取という視点をどうとらえかえすかというすぐれて政治権力論的な問題でもあった。試練に立った彼らはおおまかに言って二つ(ないしは三つ)の方向に活路を求めている。すなわち、コミンテルンへの参加を称揚しC・G・T・U(統一労働総同盟)を結成していく少数派は、ボルシェヴィズムの受容、あるいは一時的共闘を選び、産業国有化と労働者管理(労働者参加)を推進する多数派はボルシェヴィズムの拒否という道を選択したと言えよう。

この分極化の過程をどう解釈するかという問題は、もとより大戦前のサンディカリズムの基本的特質をどこに求めるかというところに深く関わるものである。本報告はさしあたり、両同盟組織の大会議事録や機関誌類を手がかりに、両派の思想的分岐をさぐり、あわせて大戦前のサンディカリズムの思想像の一半を遡行的にとらえ返そうとするものである。どちらかと言えば思想構造論的視角に限定されるこの報告でのサンディカリズム像は、近年流行の民衆運動史的視角からのそれとはややニュアンスを異にするものとなるだろう。

## 外務省外交史料館所蔵史料から見た 日露戦争前後のドイツの対日政策

外務省 河村 一 夫

時野谷常三郎博士「第一回日英同盟の成立とドイツ帝国」（史学会創立50年記念「東西交渉史論」下巻所収）に、「一九〇一年六月二十七日、<sup>我が桂内閣曾根外相時代</sup>ドイツ外相リヒトホーヘンから東京駐劄アルコ・ヴァレー宛電文を寄せ、『若しも閣下が日本の総理大臣將た外務大臣からして、日本が朝鮮での利権妨害を擁護せん為め、戦を開く場合、ドイツが如何な態度を執るであろうかと聞かれたら、次のように答えよ、「ドイツは日本に対して正当なしかも好意的な中立を守り、戦の状況を利して日本に困難を与えるようなことはない。』云々。』（Die Grosse Politik, 17ter Bd.）と云っているが、これは果してわが政府に申達されたか何うか、事の真相は容易に想察すべくもない。』と記されている。

実は、右のドイツ側の通達は、遙か以前に行なわれたものである。1900年8月末、当時の青木周蔵外相が、義和団事変に乗じて満州のみか韓国まで経略せんとしたロシアの意図を憂え、若し日本が韓国に関してロシアに宣戦した場合のドイツの態度を照会した処、同年9月15日、ドイツ外務次官は井上勝之助公使に右と全く同趣旨を答え、加えて、「この件につき、ドイツ外務大臣が在日本ドイツ臨時代理公使宛、如何なる誤解も避けるように、既に電報を發した。」（日本外交文書、第33巻、703頁）と述べたと言う。

この日附の点から、ドイツの態度に何か作為的なものが感ぜられるが、外交史料館所蔵の関連史料を通観すると、ドイツは恐らくは青木外相の照会を利用して、エッカードスタイン駐英代理大使の日英独三国同盟の提案から日英同盟の成立まで至らしめたと思われ、ドイツは一貫して、裏で漁父の利を収めようとした感が深い。

## テイルピッツ計画

大阪大 山田 義 顕

1898年の「第一次艦隊法」を出発点とするドイツの海軍増強計画は、その推進者の名にちなんで「テイルピッツ計画」と呼ばれる。テイルピッツは、1900年の「第二次艦隊法」、1906年、1908年、1912年の三度にわたる「補正法」によってドイツを世界第二の海軍強国におしあげた。そして、彼によって組織的に建造された艦隊は、世紀転換期以降のドイツの世界政策に多大の影響を与えたのである。

しかしながら、彼の建艦政策が、大戦前のドイツの政治的状況に適合したものであったか、あるいは誤まった状況認識のうえに立っていたか、また、それはどのような目標を追求していたのかという点については、こんにちなお評価がまちまちである。

本報告では、この点にかんする研究者の諸説を整理しながら、テイルピッツ計画の基本的目標を検討したい。そのさいとくに、1904年の英仏協商、1905年のロシアの敗北、1906年のイギリスにおけるドレッドノート艦建造の開始が重要な時期として指摘できよう。というのも、この時期に焦点をあてることによってテイルピッツ計画の目標とその限界が明らかになると考えられるからである。

## 墨米合同委員会1916—17年

—メキシコ再建方針をめぐる—

京都大 青木芳夫

私は、ウイルソン政権の民族自決主義に基づくラテン・アメリカ政策の一事例研究として、今回の報告を行ないたい。

墨米合同委員会（1916年9月6日～17年1月15日）は、両国正規軍のカリサル遭遇戦を契機として、パーシング「懲罰」遠征隊に関連する諸問題の優先的討議、平和的解決のために設置された。だが、メキシコ革命政権（カランサ政権）の治安維持能力ばかりでなく統治能力全体を疑問視したウイルソン政権がいわば「撤兵」会議からメキシコ「再建」会議への拡大を試みたことによって、合同委は、「再建」方針をめぐる両政権の基本的対立を露呈させる場ともなった。

最初に、メキシコ市場が直接投資先としてアメリカ資本にとってきわめて重要であったことを確認しておきたい。

カランサ政権は、無論資本主義世界からの離脱を志向したわけではないが、対米従属の現状からの脱却、「メキシコ人のためのメキシコ」の建設を希求した。巨額の対外債務の返済を約束して、同政権は、鉱業・石油産業への民族規制 national control の確立を「再建」方針の中核に据えて、殊に1915年初頭以来恒久的政策として実行に移し始めていた。内政不干涉主義の主張は、列強の容喙を防止して「再建」の円滑な進展を保証するはずであった。

他方、ウイルソン政権は、道義的色彩の濃厚な言辞・姿勢で合同委に臨みはしたが、個々具体的な諸問題では、民族規制方針には、就中それが既得権益に抵触する場合には全く否定的であった。同方針への実質的対案としては、ウイルソン政権は財政援助方針を想定したのではないだろうか。

結論では、私はメキシコ「再建」方針のヘゲモニーと内容の両面で合同委の位置づけを試みたい。合わせて、「懲罰」遠征隊の全期間ウイルソン政権に過度の武力行使を抑制せしめた外的諸要因について検討したい。

## 米国の国際経済再建構想と対ソ関係

—冷戦形成過程の経済的側面に関する一考察—

東京大 新川 健三郎

これまで冷戦形成過程の分析は主として米ソ関係、とくにその政治的側面を中心に行なわれてきたが、最近米国においては Gabriel Kolko や Thomas G. Paterson 等により、米英関係をも視野にいれたよりグローバルな観点から、あるいは米ソ関係にしてもその経済的側面を重視する立場から、綿密な検討がくわえられてきている。これらはいわゆる Williams スクールの「門戸開放帝国主義」論からの問題提起を受けつつ、戦後期を単に米ソ=超大国の対立としてではなく帝国主義体制の再編過程として捉え、米英関係を軸とするその内部の矛盾とも関連づけて冷戦を把握しようとするアプローチであるといえる。

本報告ではそうした動向をふまえて、米国の政権担当者が第二次大戦末期から戦後にかけていかなる国際経済秩序再建構想を有し、その実現を図る政策にのりだそうとしたか、それが武器貸与政策ならびに対ソ復興借款問題を通していかに当時の対ソ関係に反映し、また冷戦の形成に結びついたかといった点について若干の検討を行ない、それとブレトンウッズおよび米英借款協定をめぐる対英関係とを対比させることにより、冷戦戦略の確立にいたる米国のグローバル政策の性格と問題点を考察することにした。



